

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（庶務）</p> <p>第10条 認定審査会及び委員会の庶務は、<u>福祉健康部高齢介護課</u>において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）</p> <p>第4条</p> <p>3 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第12条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第12条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第12条第1項第1号に該当するもの 40,600円</p> <p>(2) 第12条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第12条第1項第2号に該当するもの 40,600円</p> <p>(3) 第12条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第12条第1項第3号に該当するもの 44,500円</p> <p>(4) 第12条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第</p>	<p>（庶務）</p> <p>第10条 認定審査会及び委員会の庶務は、<u>健康保険部介護保険課</u>において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>（平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例）</p> <p>第4条</p>

4条第1項第5号に該当するもの（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第12条第1項第1号に該当するもの 50,500円

(5) 第12条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第12条第1項第2号に該当するもの 50,500円

(6) 第12条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第12条第1項第3号に該当するもの 54,400円

(7) 第12条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第12条第1項第4号に該当するもの 59,400円

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。